

新宿区教育委員会会議録

平成20年第5回定例会

平成20年5月2日

新宿区教育委員会

平成20年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成20年5月2日(金)

開会 午後 2時05分

閉会 午後 3時03分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長 木 島 富士雄

委員長職務代理者 白 井 裕 子

委 員 羽 原 清 雅

委 員 熊 谷 洋 一

教 育 長 金 子 良 江

説明のため出席した者の職氏名

次 長 渡 部 優 子

中央図書館長 小 柳 俊 彦

教育政策課長 濱 田 幸 二

教育指導課長 上 原 一 夫

学校運営課長 菅 波 健

副 参 事 齊 藤 正 之

教育施設課長 本 間 正 己

副 参 事 遠 藤 剛

書記

教育政策管理係長 久 澄 聰 志

教育政策課管理係主査 安 川 正 紀

教育政策課管理係 岩 崎 鉄次郎

議事日程

議案

- 日程第1 議案第52号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第53号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

報告

- 1 日本語サポート指導について（教育指導課長）
- 2 平成21年度使用教科用図書採択審議委員会委員名簿・調査委員会委員名簿について（教育指導課長）
- 3 平成19年度確かな学力の育成に関する意識調査報告について（教育指導課長）
- 4 平成20年度区立幼稚園及び子ども園園児数（入園式現在）について（学校運営課長）
- 5 新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）採択に関する要綱等の改正について（教育指導課長）
- 6 その他

開 会

木島委員長 ただいまから、平成20年新宿区教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

議事に入ります前に、本日5月2日より委員長に就任いたしましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

私も教育委員になりましてから6年になります。その間、特別大したことはしておりませんけれども、私自身が6年間教育委員をして感じたことは、新宿の教育方針というもの、または教育の現場、校長先生を始め教員の先生方、大きな問題はないと私は思いますし、正しい方向でやられていると感じております。その中で、最近よりよい方法に、またよい方向にもっていかなければいけないということで感じるのは、学校教育というのは基本的に家庭教育が大事なのではないか。つまり、今、言われているような常識的なモラルに基づいた家庭の中で子供たちが育ち、それが学校に行って教育を受けて伸びていくんだらう、そういう感じをいたします。やはりこれは学校だけの教育を伸ばせばいいということではないと感じます。

それと2番目ですけれども、これは教育力を向上させるということだろうと思います。そうしますと、現場の先生方、その先生方のいわゆる事務的にかかる時間、それをこれからいかに減らしてあげるかということが先生方と生徒との接触の時間をふやすでしょうし、授業のための準備時間もふえるということによる教育力の向上ということを、非常に教育委員会としても考えていかなければいけないことだろうと思います。

次には、学校を中心にした地域住民の協力なくしては、学校運営、生徒の安全とか、そういうことに関してはなかなか難しいだろうと思います。これからはPTAを初めとしてスクールコーディネーター、または地域の町会の方々、そういう協力を仰がなければいけない時代なんだろうと考えております。

いずれにしても、最終的には子供たちが小学校、中学校を卒業して、いい学校生活をおくれた、そしてまた教育職の先生方が自分が定年を迎えたときに自分が教育職として非常に有意義な仕事を終えたという感じをつくれるようにバックアップするのが教育委員会だろうと感じております。微力ながら考えさせていただきたいと思いますので、教育委員の皆様方も

どうかよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

それでは、委員の皆様議席ですが、委員長改選に伴い、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、本日各委員が座っている席を議席といたしますので御確認をお願いいたします。

議案第52号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第53号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

木島委員長 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

「日程第1 議案第52号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第2 議案第53号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 では、議案第52号から説明をさせていただきます。

「新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。説明につきましては、会議案の概要と、それから新旧対照表を中心に説明をさせていただきますので、あわせて御参照をいただきたいと思ひます。

この規則の今回の改正の趣旨でございますけれども、図書館の中で地域センターと併設している館というのが3館ございます。そこにございますように、四谷と大久保と角筈、この3つが地域センターと併設している館でございます。ここの館の従来の休館のあり方でございますが、これは現行の規則を見ていただきますと、対照表で、具体的に休館日の中で今回お示ししているような形での特別な休館日というふうな形の規定はございませんでした。平成18年4月からは地域センター条例というものがございまして、この3つの館につきましては今回の改正案のようになってございます。四谷と大久保については5月、8月、11月と2月の第3日曜日、それから角筈につきましては5月、8月、11月、2月の第4日曜日、これが地域センターは休館になってございます。それとあわせる形で、実は従来それは開館しようという動きもございましたが、実はその維持管理のことを考えますと、特に特別清掃とか、

機械のメンテナンス等を考えますと、全館休館をし、集中的にやったほうがその効果が高いということもございまして、平成18、19年度、この2カ年については事実上の運用で対応していたところがございます。それを実態にあわせ、根拠を明確にさせていただくということを前提に今回は根拠規定をはっきりとさせたいというのが今回の規則改正の主な趣旨でございます。

提案理由でございますが、新宿区立図書館のうち新宿区立地域センターと併設している3館の休館日の規定について、維持管理のために建物全館を閉館する日を休館日として明確に規定するとともに、規定を整備するためございまして、施行日については公布の日というふうになってございます。

引き続きまして、議案の53号でございます。こちらにつきましても新旧対照表と、それから概要を中心に見ていただきたいと思っております。

こちらの規則の関係につきましては、教育委員会が所管してございます幼稚園教育職員の部分の規則改正でございまして、あわせて区職員一般につきましても区長部局でも同じような改正をさせていただいているところでございます。

その背景になりますのは、国民の祝日に関する法律というのがございます。いわゆる祝日法といわれるものでございます。その一部改正というものが平成17年にございまして、それが平成17年5月20日に公布されております。その施行日が19年1月1日からスタートしているものでございます。この法律に伴って一定の調整をする必要性が出てきたということでございます。

簡単に祝日法の改正の中身を説明させていただきますと、従来緑の日が4月29日ございました。これが改正されまして緑の日を5月4日というふうになってございます。あわせまして、4月29日については昭和の日という形になってございます。それで、緑の日が5月4日になったために5月3日、5月5日が祝日で休日という形になりまして、実際には三連休という形になったわけでございます。今回このときの法改正の中では国民の祝日の日が日曜日に当たるような場合が今後想定されるとき調整としまして、国民の祝日が日曜日に当たったときにはその日以後にその日に最も近い国民の祝日でない日を休日とするということで、振りかえして、日曜日がその3日間に挟まった場合には4日間お休みを確保するという形に調整をされてございます。その関係から、実はあしたから始まります三連休の中で5月4日が休日になる、初めてその法律改正の関係で出てきたところでございます。その関係がございまして規定整備がどうしても必要であるということで、祝日法上の振りかえ休日が休日に

当たるときの条例上の期日の振りかえの規定を整備する必要があるということです。

主な内容については、5月4日の緑の日とするということとの絡みで、国民の祝日が日曜日に当たったときの振りかえ休日について、その翌日からという現在の規則の内容につきまして、その日以後においてその日に最も近い国民の祝日でない日を休日とするということになってございます。これに伴いまして、交代性の勤務職場ということで、教育委員会内部においては子ども園がこの規定との絡みで対象になるものでございます。20年5月6日が緑の日の振りかえ休日になりますので、その日に週休日を割り振った場合にどうしても条例上の休日については同施行規則上そこにございます関係で現行がその前日に振りかえるということになってございますので、5月5日の日と重なるということで、結果的に1日減になってしまう、そのところを解消するのが今回の規則の調整というふうになってございまして、その内容としましては、週休日の振りかえ休日が祝日に当たるときは条例上の休日につきましては当該休日の前において当該週休日に最も近い日曜日ということで、5月4日が振りかえの対象になるということで、事実上4日間お休みできることを確保するという調整をさせていただくものでございます。

提案理由でございますが、国民の祝日に関する法律の一部改正に伴い、交代制勤務職場において祝日法上の振りかえ休日が週休日に当たるときの条例上の休日の振りかえの規定を整備する必要があるためでございます。

この規則の施行については公布の日からになってございます。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

議案第52号について、御意見、御質問をどうぞ。

これは、規定を整備するという内容ですから、よろしいかと思えます。

特に御意見、ご質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第52号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第52号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第53号について、御意見、御質問をどうぞ。

特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第53号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の

一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第53号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告 1 日本語サポート指導について

報告 2 平成21年度使用教科用図書採択審議委員会委員名簿・調査委員会委員名簿について

報告 3 平成19年度確かな学力の育成に関する意識調査報告について

報告 4 平成20年度区立幼稚園及び子ども園園児数（入園式現在）について

報告 5 新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）採択に関する要綱等の改正について

報告 6 その他

木島委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

教育長 「報告 2 平成21年度使用教科用図書採択審議委員会委員名簿・調査委員会委員名簿」については、教科用図書を調査審議する審議委員会等の委員の委嘱に関する案件で、委員が外部からの干渉や圧力を受け率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるので、非公開による報告をお願いいたしたいと思います。

木島委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。「報告 2 平成21年度使用教科用図書採択審議委員会委員名簿・調査委員会委員名簿について」を非公開により報告を受けることに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、まず報告 1 の説明及び質疑を行い、報告 2 を非公開により報告を受けることにいたします。その後報告 3 から報告 5 について一括して説明を受け、質疑を行います。

では、報告 1 について、事務局から説明をお願いします。

教育指導課長 それでは、報告 1 について御報告申し上げます。

日本語適応指導についてでございます。報告 1 の資料をごらんいただきたいと思います。従来より外国からいらっしゃったお子さん、また日本国籍をお持ちのお子さんでありまして

も日本語の能力が不十分であるということで、日本語指導が必要なお子さんに対しまして、教育委員会といたしまして個別指導による日本語サポートを行ってきたところでございます。幼稚園のお子さんについては40時間、小学校50時間、中学校60時間でございます。もしそれ以上に必要だという場合には最高20時間までプラスして個別指導を行ってきたところでございます。今、お手元の資料でござんいただきますと、今、申し上げましたのが、来日してから、矢印で学校・園から2つに分かれてございますけれども、左下の矢印、学校・園に向かっている矢印が今御説明したとおりのものでございまして、このような形で日本語サポートを行ってきたところでございますが、実は学校から以前より、一つの学校の一つの学年、一つのクラスの中に年間を通しまして、1人の外国籍のお子さんだけではなく、数名の外国籍のお子さんが一つのクラスに入ってくる。また、一つの国だけではなくて、複数の国のお子さんが五月雨式に入ってくる場合があって、担任が大変苦慮しているという、そんなような内容のことが寄せられてきたわけでございます。そこで何か学級を手助けしてくれるような、そんなようなことをお願いできないかという、そんな依頼が教育委員会にございました。

今年度におきましても、教育委員会で行うことになっておりますサポートにつきましては、業者委託によりましてその都度業者からネイティブ、もしくは日本人であって母語がしゃべられる方を派遣するというにしておったわけでございますけれども、すぐに学校の教室に入れるのではなく、教育センターで一たんお預かりして、集中して教えることができないだろうかということで、実は先月4月9日から一時的に取り組みを始め出したところでございます。ただし、あくまでも条件がありまして、通例は学校に入られているお子さんですので、お子さんを教育センターに連れてきていただくことができる、基本的には保護者の方ということになります。また、都合によっては学校で連れてくることも可能でございます。いずれにしても、教育センターに連れてきてくださることが可能であるという、そんなお子さんについては教育センターでサポート指導をしましょうということで学校に投げかけましたところ、4月9日から本日までのこの間に11名のお子さんが受けたいということでサポート指導を受けてございます。

中学校が4校、小学校が2校でございました。国籍につきましては、韓国の方と中国の方でございました。あくまでもこの方々は日常のあいさつとか、本当に最小限の日本語がしゃべられるということになりましたら学級に戻すということをお願いしておりましたので、1日3時間程度、これは午前中でございます、掛ける2週間、10回程度、あくまでも程度でございますが、30時間程度を集中してやろうということでありまして、実は本日2人の方が一

応初期のセンターでの指導を終えて学級に戻るということで、一応全員11名が戻ってございます。

一応この11名以外、今現在ですけれども、センターでの集中的な指導を必要とするお子さんはいませんので、来週からは従来からの個別指導のみでございますけれども、もうちょっと様子を見てどのくらい学校からニーズがあるのか、見計らいながら、もう少し、もうしばらくの間今年度このような集中的な指導も続けてみようと思っております。

なお、このセンター方式によります集中指導を終えた後、従来行っております幼稚園、小学校、中学校それぞれ40、50、60時間の個別指導については実施をしようと思っております。

なお、センター方式をとったお子さんについては、今、申し上げた時間で終わりということで、追加したプラス20時間というものについてはなしということにさせていただきたいと思っております。

その下の矢印をごらんいただきたいのでございますけれども、実際に昨年度までこの初期の個別指導を終えた後それでもまだ足りないというお子さんがいたのが実態でございます。それにつきましては、一番左下をごらんいただきたいわけでございますけれども、早稲田大学大学院日本語教育ボランティアと書いてございますけれども、早稲田大学と連携いたしまして、大学院から日本語教育ボランティアの方にそういうお子さんについてはついていただいていたところでございます。これについては今年度におきましても必要なお子さんにはつけていく予定でございます。

加えまして、実は今年度よりNPOシニアボランティア経験を生かす会という方々との共同事業が始まります。この前に御案内したとおりでございますけれども、この方々、教師の免許状もあり、また日本語を教える資格も持っていらっしゃいます。今、本区の中では淀橋第四小学校が希望してくれていますので、この小学校に入っていていただいて、年間を通して、いわゆる初期指導が終わったお子さんでございます。いわゆる授業についていく、あるいは確かな学力をつけていくための手助けをしてもらえないかなと思っているところでございます。ただし、今、学校名までは一応決めたところでございますけれども、具体的にいつごろからどのような形で、どこで、何をといったところにつきましてはまだ詰めているところでございまして、今後どのような形が可能か、模索をしてみたいと思っております。

さらに、本区におきましてはさまざまなNPOが今日本語サポートで活動してくださっていることがわかっております。そこで、今後あくまでも学校からどのようなニーズが教育委

員会に寄せられるかによりますけれども、それによりましては今後他のNPOとも何か連携ができたということを探求していこうと思っているところでございます。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

報告1について、御質疑のある方はどうぞ。

こういう新宿区特有の環境というのですか、非常に外国籍のお子さんたちが入ってくるといようなことで、特別こういうような支援教育、それが当然の話必要になってくるわけですから、今、教育指導課長が言われたように、このような方法をとってどういう反応が学校側からさらにくるか、それは見きわめていかないとと思えますけれども、ほかにどうでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に「報告2 平成21年度使用教科用図書採択審議委員会委員名簿・調査委員会委員名簿について」を非公開により報告を受けます。傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

午後 2時35分再開

木島委員長 それでは、引き続き報告3から報告5までについて、一括して説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 それでは、続きまして報告3でございます。確かな学力の育成に関する意識調査報告について、御報告申し上げます。

これは、昨年11月30日から12月10日の間に、区立小中養護学校、計41校におきまして、小学校4年生、6年生と中学校2年生、そして調査対象の保護者、各学校の学校評議員、教職員を対象に確かな学力の育成への取り組みについてアンケート調査を行った結果についてまとめたものでございまして、3月の当委員会におきましてこの一部を中間報告させていただいたものでございます。また、同時に学校対象に実施した確かな学力の育成に関する実態調査結果につきましても添付をさせていただきます。

なお、本当に委員の皆様方にお渡しするのが遅くなりまして、実は印刷がどうにか間に合わないかと思いきりぎりまで待っておったところでございますが、どうも連休明けということになってしまいまして、本日のところはまたこういう形の紙ベースということで失礼をさせていただいたところでございます。

意識調査の回収率でございますけれども、88.6%でございまして、昨年度最も回収率が悪

かった教員67.5%は今回78.2%に増加してございます。しかし、小学校教員は82.9%であったことに対しまして中学校教員は今年度につきましても67.8%と、まだまだ低い状態でございます。次回の実施におきましては一層強く校長会、副校長会、教務主任会等々で提出を呼びかけてまいりたいと思います。

構成でございますが、ごらんいただきますように、3ページ目から児童・生徒、そして45ページから保護者、75ページから地域、91ページから教員、そして最後125ページから確かな学力の育成についてまとめておりました、最後のところにつきましては保護者・地域・教員の確かな学力推進員の先生について、夏休みや二学期初めの授業について、そして日ごろの授業についての3つにかかわる調査結果をまとめて再掲をしております。そして、その後に、133ページからでございますが、今回新たに自由記述欄を設けた調査項目、二学期早く始めるようになったことについてと、保護者会についての結果を掲載してございます。今回はその自由記述結果と実態調査の一部につきましてご紹介申し上げたいと思います。

大変恐縮でございますが、133ページをごらんいただきたく存じます。まず、二学期早く始まるようになったことについてでございますが、子供の意見では、小学校4年生では約50%、6年生では約40%、中学校2年生では約35%が肯定的にとらえており、主な意見としては、学年を越えて共通して、友達と会える、遊べるや勉強できるなどがございました。また、少数意見の中には、親が助かると言っている。あるいは給食が早く始まるなど、子供自身というよりも親が喜ぶからという理由を上げているものもございました。

否定的な意見としては、休みをふやしてほしい。もう少し遊びたかったという意見が多く上げられてございました。

一方、保護者の意見は、小学校では約25%、中学校では約35%しか肯定的な意見はありませんでした。主な肯定的な意見は、学校生活のペースが取り戻せるや、授業時数を確保することはよいなどでありまして、主な否定的な意見としては、土曜日に授業を行うべき。あるいは効果が感じられない、意味がない。あるいは夏休みが始まる時期を5日間おくらせたほうがよい。つまり、一番最後ではなくて夏休みの初めを5日間おくらせたほうがよいという意見がございました。

これらの意見を見ますと、全体的には授業時数を確保することに対しましては否定的というよりも、夏休みの終わりを短縮するということには否定的な意見が多かった。ほかのところではふやしたほうがよいのではないかという意味合いでの意見が多かったのではないかと考えられます。

次に、保護者会の工夫についてでございます。保護者が保護者会に出席するための工夫といたしまして、土曜日あるいは日曜日の開催や遅い時間の開催にしたり、あるいは授業参観後や行事後の開催にするなど、開催日程の持ち方を工夫するという意見が多く上げられてございました。また、内容面では教員の報告ばかりではなく、子供の様子がわかるような内容の充実を望む意見も多くございました。

次に、添付資料でございます学校を対象に実施いたしました実態調査の結果につきまして1つ2つご紹介したいと思います。確かな学力推進員の主な活動内容といたしまして、小中合わせまして25校で少人数学習指導の担当として活用しておりました。そして、そのうちの20校では算数、数学の教科で活用をしてございました。また、その他にTTとしての学習補助や配慮を要する児童・生徒への指導のために活用してございました。大半の学校では、児童・生徒が意欲的に学習に取り組めるようになった。あるいは一人一人にきめ細かい指導・支援ができたというような成果を上げておりました、今後一層の基礎学力の定着や学力の向上が期待できると指摘をしております。

しかしながら、小学校1校では、推進員の配置をしても余り成果が上がっていないと述べており、理由としては推進員の資質、能力を上げてございます。今後学校が期待するとおりの成果を上げるためには優秀な推進員を雇い入れること、あるいは校内におけるOJTを通しまして推進員自体の指導力を高めていくということが必要なのではないかと考えられます。

次に、短縮した二学期初めの授業についてでございますけれども、通常の間割で実施した学校は小中合わせて26校、特別な間割で実施した学校は15校でございました。特別な間割の中には、基礎基本の定着を図る復習講座や国際交流などの体験的な学習の時間、あるいは二者面談、集中的なプール指導などに当ててございます。

いずれにしても、大半の学校では増加した時間を年間を通じましてゆとりある教育の実施のために活用しているということがいえるのではないかと考えられます。

以上でございますけれども、この意識調査結果につきましては、既に各学校へ素データを1月末に提供してございまして、今年度の教育課程の編成に生かしていただいているところでございます。これらの結果を今後ますます生かしていただいて、そして学校評議員やあるいは地域の方も含めまして積極的に公開をしていっていただくよう校長会等々を通しまして今後一層指導助言してまいりたいと思っておりますのでございます。

なお、この冊子でございますけれども、今後につきましてはホームページに掲載をいたしまして、広く保護者、地域の方々にもごらんいただきたいと思っておりますのでございます。

現在当教育委員会事務局で進めております教育振興基本計画の策定に際しましても現状把握の一資料として活用していく予定でもございます。また、これらの調査は今後も経年比較を行うために今年度も実施していきたいと考えております。

なお、この間当委員会また文教委員会その他から、まだ調査項目が多過ぎるとか、回答しづらい、あるいは国・都の意識調査項目とダブリがあり精査する必要がある。あるいは夏休みの短縮にかかわるアンケートの問い方がプラスの問い方ばかりで意図的であるように感じられる。あるいは、夏休み短縮にかかわるアンケート等に当たり短縮したほうがよいか嫌かと問われれば嫌に決まっているのであるから、短縮した意図を文章で載せたほうがよいなどなどの御意見をいただいているところでございます。今後第3回目の実施に当たりましては再度調査項目を十分精査してまいりたいと思っております。

長くなりましたが以上でございます。

学校運営課長 平成20年度区立幼稚園及び子ども園の園児数について、御報告をさせていただきます。

初めに、区立幼稚園でございます。全体の数字を申し上げたいと思います。右端合計の欄の真ん中より少し下のほうでございますけれども、まず学級数でございますけれども、全体で58学級でございます。昨年度に比べますと2学級の減となっております。募集定員でございますけれども1,527人で、昨年度に比べますと60人の減となっております。それから、園児数でございますけれども、1,011人で、昨年度に比べますと86人の減で、定員充足率につきましては66.2%となっております。それから、四谷子ども園でございますけれども、園児数につきましては99人で、昨年度が85人でございますので、14人の増でございます。

なお、四谷子ども園のゼロ歳から3歳までですけれども、これにつきましては定員についてはすべて埋まっているという状況でございます。

以上でございます。

教育指導課長 続きまして、報告5でございます。教科書採択につきましては、前回4月の折に全体像をお示しし、そして要綱、細目をお示した折に、その報告している中で学校教育法が昨年度改正になりまして、施行されているにもかかわらずまだ要綱が旧の学校教育法の条文のままであったということに気づきまして、前回その中で早急に改めてまた再度お示しをいたしますとお約束をしたところでございまして、実は今回それをさせていただいたところでございます。前回は大変申しわけございませんでした。報告5でございますけれども、すべて新の学校教育法の条文に直したというもの、そして以前は107条という条文がござい

ましたけれども、今回の107条というものがいわゆる一般図書に関するものでは一切なくなってしまいましたので、文言につきましても若干手直しをしたというところでございます。

なお、もう一種類、小学校の教科用図書の採択に関する細目のところにつきましても一点、再度今回あわせまして見直したところ、第8条と第9条という点で1カ所ミスがあったということが判明いたしましたので、あわせましてそこも訂正をさせていただきたいということで、再度お示しをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。報告3について御質疑のある方はどうぞ。

白井委員。

白井委員 先ほど課長から御報告にあった中の保護者会の件なんですが、土曜日に開催している学校というのはどれくらいあるのでしょうか。

教育指導課長 実際に保護者会すべてを私ども把握しておりませんので今実数がございませんが、実際には授業参観等々を行って、そしてその後保護者会をやっているというところはございます。申しわけございませんが、数は今は今手元にございません。

以上でございます。

白井委員 保護者会のあり方については、私就任以来土曜日開催ということをやっていたきたい。それは私10年ぐらい前から、小学校の保護者であったときから、保護者会が平日になされるということで、勤めている人が出づらいということと、それとやはり父親が出づらいというところがあって、母親ばかりになってしまっていたんです。そういう点で就任のときにも土曜日開催ということを検討いただきたいということをお願いしたのと、多分去年のPTA連合会との協議会でも、P連も再三その旨を申し上げているんだけど、なかなかそのような実施がされていないというようなことが役員の方からも出たと思うんです。私が知る限り、私立の学校と国立も保護者会は土曜日にやっていると思うんです。どうして区立、公立の、逆に一番保護者会に出てきてほしい層、一番学校と、先ほど委員長が言いました家庭との連携としてできる場所は、実は体制としては保護者会しかないんです、今の状況の中で。それが保護者が出られる体制がとられていないということについては疑問をずっと持っているんです。その辺、学校現場というのは土曜日開催は難しいのでしょうか。

教育指導課長 今現在恐らく、どこの学校でも土曜日の授業参観、保護者会のようなものは年1回は組まれていると思われま。その他にも運動会あるいは学芸発表会等々で行事を組んでいるのが実態でございますので、不可能ではないと思います。ただし、学校側の考えと

すると、さまざまな形をつくろうということで、土曜日、日曜日あるいはふだんの日の午後というような形、さまざまな場面をつくっているという工夫を上げているのだと思います。ただし、実際に積極的に土日開催をしようとしているかといいますと、やはり教員の勤務もあってまだまだ積極的というよりも消極的な面が散見されるのではないかとは思われます。確かに、委員からもご指摘ありましたようにP連でも昨年も意見も出ておりました。そして、以前は教員勤務の振りかえ等々についてなかなか難しい面もありましたけれども、現在では半日振りかえ等々が、今現在通例の折に土日に行ったときに夏休み、冬休み、春休み等々でも振りかえができるようになってきましたので、以前よりはずっと取りやすくなってまいりましたし、校長会等々に呼びかけて保護者の意向を踏まえた形での保護者会の設定について検討してもらうように働きかけてみたいと思います。

以上でございます。

白井委員 やはり土曜日開催にこだわるのは、事務局から今回のに当たってこういう冊子をいただいて、大変いいものをいただいたんですけども、その中に父親も参加するサポートシステムの確立ということを提案なさっている、武藤先生とか、書いてありまして、かなり家庭との連携という点で保護者との連携、それが大事だと書いてあるんですけども、もちろん実際父親が平日お休みを取って保護者会に出てくれればいいんですけども、なかなか難しいのが実情だと思うので、教員のお休み体制というのものもあるかもしれないんですが、もうちょっと保護者の勤務体制も考えた上で、もうそろそろ保護者会土曜日開催ということを強くまず打ち出していいんじゃないかというのが一つです。

それと、2つ目は、学校訪問の際に保護者会にどれくらい保護者の方が参加していますかと質問したりするんですけども、余り把握していないような感じがあったんです。やはり学校側は保護者がいろいろ問題があるということはおっしゃるわけですけども、学校側も保護者会に出てもらって、学校側の学校方針を伝えられる場をまずきちんと設けて、それで生徒のうちどれくらいが保護者会に参加しているかというのも、数なり、内容としても把握して行って、そういう現場からやっていかないと幾ら連携、連携と言葉で言っても難しいと思うので、その辺ことしお願いしたいと思っています。

教育長 私が聞く限り、出席率についても学校にかなり差があります。それから、土日開催という点でいえば、学校行事や学校公開のときを利用してそうしたものをやっているケースも、努力しているケースもあります。それから、もう一つは仕事を持っていても年間の計画の中でそのとき休暇を取れば参加できるという場合もありますから、だから、双方に出席で

きる要件をどうつくっていくかというのはまずすごく大事だということ。

それから、これは多分白井委員もおっしゃっていたように、中身の工夫です。結局行けば自分にとってもプラスの情報が得られると思えば休暇を取って、仕事をちょっとおいても、年に何回かのことですからお父さんだってお母さんだって来るんだと思うんです。そこら辺の中身の持ち方、そこら辺を問題提起して、校・園長会や校長会との教育委員さんとの会とか、さまざまな機会を通してそうしたものを取り組んでいく必要があると思います。

木島委員長 ほかにいかがでしょうか。

こういう非常に膨大な、これは本当に努力と労力の結集だろうと思います。こういうようなものを、大変だとは思いますが、基礎的なデータとしてお互いに、父兄は何を考えているんだろう、生徒は何を考えているんだろう、教職員はどう考えているんだろうというデータの一番大事な基礎になると思うんです。本当にこれは御苦労さまですけれども、今後もぜひ継続してやっていただきたいと思います。

それと、今、白井委員の述べられた土曜日の保護者会、それはすべてウイークデーになりますとどうしてもお母さんというのが中心に出てこられるということがあるので、その中ではそれこそ家庭教育ということを充実させるためにも、お父さんに出てきてもらって、お母さんももちろん必要でしょうし、お父さんが全然出てこないとなら男親の意向はどうなのかというのがわからないということもありますので、これは両方で都合のつくような、それと前もってある程度、3カ月とか、そういう前に日にちが決まると都合をつけられるでしょうし、そこに出ていくことが男親としても愉快であれば当然出ていくことだろうと思います。そこら辺の努力というのが必要かなと思うんです。

ほかに御質問がなければ、報告4でどなたか。

羽原委員 報告4の幼稚園の充足率66%、その年度余剰になった職員の方とか、空白化した施設、何かそういう対応策というのは具体的にはどうなっているんですか。

学校運営課長 まず、学級数につきましては1月15日時点で確定をしてございますので、人員等につきましてはそれをもとに配置をするということになってございます。

それから、空き施設ですけれども、これにつきましてはまさにケース・バイ・ケースでいろいろ状況があるわけですけれども、今年度につきましては落合第六幼稚園につきましては放課後子供広場の開催場所として使用するというふうに聞いております。

羽原委員 職員は。

教育指導課長 職員につきましては他の園に異動という形で。

羽原委員 余らない状態ですか。

教育指導課長 余らないです。

教育長 定数は決まっておりますので、各区とのやりとり、区として、新宿区として多ければほかの区で、今、退職者がふえていますので、新規採用職員が恒常的に不足しているような状態もありますので、23区全体として統一して採用していますので、全体としてどちらかというと不足気味でございますので、逆の心配のほうが多いんです。足りなくなってしまうという、そういう現状にあります。

木島委員長 ほかに。

ほかに御質問がなければ、次に報告5について御質疑のある方はどうぞ。

これはこの間説明を一回受けて補足ということですので、問題ないと思います。

それでは、ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告6、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 本日はございません。

木島委員長 報告事項は以上で終了いたします。

閉 会

木島委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時03分 閉会